

令和6年6月亀山市議会定例会 専決条例制定・改廃の背景及び趣旨

	頁
議案第55号 専決処分した事件の承認について（亀山市税 条例の一部改正）	1
議案第56号 専決処分した事件の承認について（亀山市都 市計画税条例の一部改正）	2
議案第57号 専決処分した事件の承認について（亀山市国 民健康保険税条例の一部改正）	3

件名	亀山市税条例の一部を改正する 条例	総務財政部 税務課
----	----------------------	--------------

1 制定・改廃の背景と趣旨

地方税法（昭和25年法律第226号）の一部が改正されたことに伴い、所要の改正を行ったものです。

なお、この改正は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、令和6年3月30日付けで専決処分したものです。

2 改正内容

市民税関係

（1）賃金上昇が物価高に追いついていない国民の負担を緩和し、デフレを脱却するための一時的な措置として実施される令和6年度分の個人住民税の特別税額控除（納税義務者及び配偶者を含めた扶養親族（国外居住者を除く。）1人につき1万円を納税義務者の令和6年度分の個人住民税から控除することをいいます。）については、令和6年度分の個人住民税に係る合計所得金額が1,805万円以下の納税義務者について適用することとしました。

また、当該特別税額控除が実施されることに伴う規定の整備を行いました。

＜新附則第14条の4から新附則第14条の7まで、附則第15条、附則第30条の3から附則第32条まで、附則第35条、附則第36条、附則第37条、附則第42条の2及び附則第42条の3関係＞

固定資産税関係

（2）平成9年度以降3年ごとに講じられてきた土地における固定資産税の負担調整措置の仕組みを3年間延長し、令和8年度までとしました。また、令和3年度及び令和4年度に限り実施した負担調整措置を廃止しました。

＜附則第20条から附則第23条まで、新附則第23条の2から新附則第23条の4まで、附則第24条及び附則第29条関係＞

3 その他

施行日は、令和6年4月1日とし、固定資産税関係については、令和6年度以後の年度分の固定資産税について適用することとしました。

件名	亀山市都市計画税条例の一部を改正する条例	総務財政部 税務課
<p>1 制定・改廃の背景と趣旨</p> <p>地方税法（昭和25年法律第226号）の一部が改正されたことに伴い、所要の改正を行ったものです。</p> <p>なお、この改正は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、令和6年3月30日付けで専決処分したものです。</p> <p>2 改正内容</p> <p>（1）平成9年度以降3年ごとに講じられてきた土地における都市計画税の負担調整措置の仕組みを3年間延長し、令和8年度までとしました。また、令和3年度及び令和4年度に限り実施した負担調整措置を廃止しました。</p> <p style="text-align: right;">＜附則第6項から附則第12項まで関係＞</p> <p>（2）用途変更宅地等及び類似用途変更宅地等に対して課する特例を設けました。 ＜新附則第11項から新附則14項まで関係＞</p> <p>（3）地方税法の一部改正に伴う規定の整理を行いました。</p> <p style="text-align: right;">＜附則第13項関係＞</p> <p>3 その他</p> <p>施行日は、令和6年4月1日とし、令和6年度以後の年度分の都市計画税について適用することとしました。</p>		

件名	亀山市国民健康保険税条例の一部を改正する条例	市民文化部 市民課
----	------------------------	--------------

1 制定・改廃の背景と趣旨

地方税法施行令（昭和25年政令第245号）の一部が改正され、国民健康保険税の軽減判定基準が引き上げられたことから、所要の改正を行ったものです。

なお、この改正は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、令和6年3月30日付けで専決処分したものです。

2 改正内容

国民健康保険税の軽減対象の拡大のため、被保険者均等割額及び世帯別平等割額を減額する基準について次のとおり改正しました。 <第26条関係>

- (1) 5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定における被保険者の数に乘ずる金額を29万5千円（現行：29万円）に引き上げました。
- (2) 2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定における被保険者の数に乘ずる金額を54万5千円（現行：53万5千円）に引き上げました。

(例)

	軽減判定所得の計算式	対象所得(※)
改正前	5割：43万円＋ <u>29万円</u> ×被保険者数	130万円以下
	2割：43万円＋ <u>53万5千円</u> ×被保険者数	203万5千円以下
改正後	5割：43万円＋ <u>29万5千円</u> ×被保険者数	131万5千円以下
	2割：43万円＋ <u>54万5千円</u> ×被保険者数	206万5千円以下

※3人世帯の場合

3 その他

施行日は、令和6年4月1日とし、令和6年度以後の年度分の国民健康保険税について適用することとしました。